

2018年5月14日
大阪市高速電気軌道株式会社

大阪市高速電気軌道株式会社
工事請負入札参加有資格者の方へ

工事請負にかかる前払金制度のお知らせ

大阪市交通局が実施していた工事請負前払金制度については、
2018年度中に大阪市高速電気軌道株式会社が発注する工事について
その運用を継続することとします。

2019年度以降については、下記のとおり暫定期間を設け、一定の
工事について運用を継続します。

記

発注時期	前払金の運用	前払金
2018年度	請負金額が100万円以上の工事	請負金額の40%以内
暫定期間 (2019年度 ～2022年度)	土木工事 請負金額が3億円未満の工事	
	建築工事 〃 6億円未満の工事	
	舗装工事 〃 1億円未満の工事	
	電気工事 〃 1.3億円未満の工事	
	給排水冷暖房工事 〃 1.3億円未満の工事	
	造園工事 〃 2千万円未満の工事	
その他の工事 〃 3億円未満の工事		
※請負金額は100万円以上が対象		
暫定期間終了後	廃止	—